

淡水魚放流事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、淡水魚放流事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内の内水面漁業における稚鮎放流事業の支援を行うことより、本市水産資源の維持増殖を図り、もって本市の水産業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表左欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う千代川漁業協同組合とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に係る別表中欄の補助対象経費（消費税及び地方消費税は除く。）に、同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の補助事業から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日改正）

この要綱は、平成 23 年 3 月 28 日から施行し、平成 23 年度の補助事業から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 30 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
淡水魚 放流事業	（１）放流魚購入費 （２）放流費（トラック輸送費用とする。）	補助対象経費の 2/3 以内。（その額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額） ただし、補助限度額は 540 万円を上限とする。

様式第 1 号（第 6 条、第 8 条関係）

年度淡水魚放流事業費補助金事業計画（報告）書

1 事業の目的・目標（事業効果及び目標の達成状況）

2 事業費の内訳		(単位：円)		
区分	事業概要	事業費	負担区分	
			市費	その他
稚鮎放流				
合計				

(注) 事業概要欄に期間、内容、数量等の詳細を記入すること。

3 事業完了（予定）年月日

4 添付書類

- (1) 事業実施(予定)水域の位置図及び図面等
 - (2) 事業実施状況が分かる書類及び写真等
 - (3) 事業費の詳細がわかる資料（納品書、請求書、領収書等）の写し
- (注) 事業計画書には(1)を、事業報告書には(1)、(2)、(3)を添付すること

様式第 2 号（第 6 条、第 8 条関係）

年度淡水魚放流事業費補助金事業収支予算（決算）書

（ 1 ）収入の部 (単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
その他					
合計					

（ 2 ）支出の部 (単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
淡水魚 放流事業					
合計					